

第七回国会 運輸委員会 議録第二十八号

昭和二十五年四月二十日(木曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君  
理事大西 頌夫君 理事岡村利右衛門  
理事關谷 勝利君 理事松本 一郎君  
理事米窪 滿彦君 理事木下 榮君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君  
尾崎 義一君 黒澤宮次郎君  
坪内 八郎君 島山 鶴吉君  
清藤 唯七君 上村 進君  
飯田 義茂君 石野 久男君

出席政府委員  
運輸事務官 岡田 修一君  
(海運局長)  
運輸事務官 山口 傳君  
(船舶局長)

委員外の出席者  
専門員 岩村 勝君  
専門員 堤 正威君

四月十九日  
委員黒澤宮次郎君辞任につき、その補欠として田中萬逸君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日  
委員田中萬逸君辞任につき、その補欠として黒澤宮次郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月十九日  
東北海運局女川出張所を支局に昇格の請願(角田幸吉君紹介)(第二二六三号)  
影野、吉野生間鉄道開通促進の請願(關谷勝利君外七名紹介)(第二六四三号)

御設場線電化に関する請願(遠藤三郎君紹介)(第二六四四号)  
草軽電気鉄道国営移管に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二六六五号)  
古河、栗橋兩駅間に設置予定の信号所を停車場に変更の請願(橋本登美三郎君外二名紹介)(第二六八四号)  
自動車行政の地方庁移譲反対に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二六九二号)  
東北本線海岸廻り線の西塩釜駅新設並びに同駅及び北塩釜駅の業務開始促進に関する請願(庄司一郎君紹介)(第二七二一号)

御設場線電化に関する請願(遠藤三郎君紹介)(第二六四四号)

草軽電気鉄道国営移管に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二六六五号)

古河、栗橋兩駅間に設置予定の信号所を停車場に変更の請願(橋本登美三郎君外二名紹介)(第二六八四号)

自動車行政の地方庁移譲反対に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二六九二号)

東北本線海岸廻り線の西塩釜駅新設並びに同駅及び北塩釜駅の業務開始促進に関する請願(庄司一郎君紹介)(第二七二一号)

書籍の鉄道運賃等引下げに関する請願(坂本泰良君紹介)(第二七三三三号)

辰野駅の飯田線乗降口閉鎖反対に関する請願(今村忠助君紹介)(第二七三三三号)

平倉駅存置に関する請願(山本猛夫君紹介)(第二七六六号)

国営自動車大柄線を岡内及び五王堂まで延長の請願(長野長廣君紹介)(第二七七四号)

佐川駅起点黒石村、越知町經由循環国営自動車運輸開始の請願(長野長廣君紹介)(第二七七五号)

廣君紹介(第二七七五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三三号)

船舶職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)(予)

請願  
一 富島町島に公共船員職業安定所設置の請願(川野芳滿君紹介)(第二三六七号)  
二 宮崎県内に公共船員職業安定所設置の請願(川野芳滿君紹介)(第二三六七号)  
三 日南市油津港に公共船員職業安定所設置の請願(田中不破三君紹介)(第二〇六九号)  
四 福岡市に公共船員職業安定所設置の請願(守島伍郎君外一名紹介)(第二三二八号)  
五 地区機帆船に燃料油増配の請願(原田雪松君外三名紹介)(第八一七号)  
六 鹿児島港と大島、琉球間に定期航路開設の請願(上林山榮吉君紹介)(第九四二二号)  
七 仁堀航路の存続改善に関する請願(宮原幸三郎君紹介)(第二一九七号)  
八 九州海運局油津出張所昇格に関する請願(田中不破三君紹介)(第二一〇七〇号)  
九 東北海運局女川出張所を支局に昇格の請願(角田幸吉君紹介)(第二二六三三号)

請願

○關谷委員長代理 委員長がお見えになりませんので、私がかつて委員長の仕事を行います。

これより請願の審査に入ります。日程第一より第四までは、それ／＼船員職業安定所を設置せられたいとの要望でありますので、一括議題に供します。紹介議員がお見えになりませんので、一括して政府の説明を求めます。

○山口(傳)政府委員 宮崎県の油津あるいは細島港、その他各地に船員職業安定所の設置方につきましての御請願でございますが、職業安定法をつくりました際には、従来から海員財団で経営をいたしておりました全国十九箇所の職業紹介所を国営に切りかえまして、公共船員職業安定所として現在に及んでおるわけでありまして、それで国営に切りかえます際に、従来からございまして十九箇所では十分な運営が期待できませんので、その際すでに十数箇所の増設方を運輸当局といたして企図いたしましたので、折衝をいたしましたのでございまして、予算の関係その他、とりあえず従来からあります海員財団の十九箇所を国営に切りかえることに一応おちついたのでございまして、それから二十五年度の予算編成におきましても、この十九箇所ではわれ／＼から考えますと非常に不足でございまして、ぜひともふやしたいと思つたのでございまして、新しい設置は新規要求なりということからいたしまして、この折衝は不成功に終りました、依然として現在全国十九箇所にどまっております。それで北九州の各港に、これ全部というわけにも行きませんが、宮崎県に、あるいは鹿児島、あるいは佐賀県、そういった船舶の出入の多い、あるいは船員がたまりやすくなるようなところには、ぜひとも置いたいただきたい、かように考えております。その後船員の需給問題もむずかしい事態を迎えた際として、特に今後は増設に力をいたしたいと思つております。ただ常に問題になりますことは、財政上の理由で、われ／＼直接この安定業務をやつておる者の意向が、そのままには通らないのであります。今後におきましては、このままでは過されませんので、この御請願の各地につきましては十分調査いたしまして、できる限り御希望に沿い得るよう努力いたしたいと思つております。

○岡田(修)政府委員 地区機帆船に対する燃料油増配の御請願でございますが、本件につきましては、私たちがこゝに機帆船業界に対して申しわけなく感じ、何とかこれが増配の実現を見るようにしようということで、昨年来いろいろ努力をして来たのでございまして、いまだにその実現を見ない次第でございまして、しかし国家機関である船舶運輸会の動かしておる船舶が、この四月一日から民間の自営に切りかえられた一つの理由が削減したわけでもありませんので、この機会に機帆船に対する燃

料の増配につきましては、一層の努力をいたしまして、これが実現をはかるようにいたしたいと考えます。

○開谷委員代理 次は日程第六、鹿島港と大島、琉球間に定期航路開設の請願であります。紹介議員より趣旨の概略の説明を求めます。

○尾崎(末)委員 鹿見島、大島、琉球間に定期航路を設けていただきたいという請願なのであります。御承知の通り大島は従来鹿見島県でありまして、現在占領されておりますけれども、依然として住民も元のままでありますし、鹿見島県及びその他内地との関係はつづつと連続をいたしておるのであります。ただいまのところ定期船がないために、交通にいたしまして、あるいはまた経済上のいろいろの事情等の上からいたしまして、非常に不便を来しておるのであります。琉球も、もとより物資の交の流や他人の往復、そういう点に非常に現在のところでは不便な状況でありますので、ここに定期の航路を開いてもらつて、その便益を見ることができるよう、それらの点につきまして格段の御尽力をお願い申し上げたいというのが、趣旨であります。よろしくお願いいたします。

○岡田(修)政府委員 ただいまの御請願につきまして、私ども政府側としては、ぜひともその実現をいたしたいと考えておるのであります。すでに大阪商船の若草丸が四月十九日から阪神、鹿見島、那覇航路というものを開設して、就航いたしております。さらに三井船舶の十勝丸も、阪神、鹿見島、那覇航路に就航することに予

定されておるのでございます。なおこの他に、今同四月以降民間自営に切りかえになりましたので、必要性に応じて鹿見島、琉球間に小型船の定期航路の開設も可能と考えますので、政府といたしましては、できるだけこの実現に努力いたしたいと考えております。

○開谷委員代理 次に日程第七は、都合によりしばらく留保いたします。日程第八、第九を一括して議題といたします。紹介議員が見えませんが、ただちに政府の説明を求めます。

○岡田(修)政府委員 九州海運局管内の油津の重要性、並びに東北海運局管内の女川の重要性につきましては、運輸省としては十分これを認めるわけでございまして、何分にも現在行政整理によりまして、機構の縮小、あるいは廃止の方針がとられておりますので、現在の海軍出張所を支局に昇格するという点につきましては、非常に困難な点があるのでございまして、なおよく実情を考え、また予算の点等を見らみまして、あとう限り御要望の趣旨に沿うように努力いたしたいと思っております。

○開谷委員代理 以上の各請願について、御質疑はありませんか。御質疑がなければ次に移ることにいたします。

○開谷委員代理 これより船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引き続き質疑を行います。質疑の通告があります。上村進君。

○上村委員 前に委員が質問したの

で、重複している傾きがあるかもしれないが、一、二点質問したいと思えます。

この特別管区の廃止は、今日日本海運が民営還元によつて大量、すなわち八十五万トンも船舶がで、失業が多くなり、従つてこの職業安定法をより有効に活用しなければならぬとき、たとい一区にしろ廃止をするといふのは、やはり逆行するのじやないかと思ひますが、政府はどこまでもこれを廃止しようという御意見でございませうか。その点をお聞きいたします。

○山口(傳)政府委員 お答えいたします。船員職業安定法を制定いたしました際に、陸上の安定法にならしまして、相当将来のことを予想いたしまして、審議会をいたしましては、中央に全国を管轄する中央審議会、それから地方には各海運局ごとに十の地方審議会を設け、さらに今回條文から削除しよう

といたしております。特別地区審議会——特別地区には二通りございまして海運局のたぐいましめ申し上げた地方審議会の二つとか三つとか合せた範囲にカバーするわけでありませうけれども、それとか、もしくは一つの海運局の中の小プロットにつきまして、小地区委員、大地区と小地区と、この二つが特別地区の中にごさいます。そういう必要もあろうかと思つて制定いたして参つたのでございまして、どうも必要と府といたしましては、どうしても必要と中央と地方は、その後委員を任命して、審議会を始めておるわけでありませうが、その後特段に大地区もしくは小地区というものは設けなくても、どうにか間に合つて参つたわけでありませう。従つて今日までまだ特別地区の審

議会というものは形成されないので、予算も裏づけがなくて、條文にだけ残つておつたわけでありませう。それで昨年の暮れに、御案内のように、政府部内にある審議会、委員会等につきまして、これは相当多数あるわけでありませうが、これらにつきまして整理の方針が閣議できめられて、現になかつたせいもございませうけれども、どうしても廃止の對象になつたわけでありませう。われわれとしてはお話のように、今後安定法が十分に活用されなければならぬ事態になるに際して、こういうものを廃止するので、一応矛盾するように見えますけれども、その際私どもの考えましたことは、大地区につきましては、今後中央の審議会がそのかわりをして、また小地区につきましては小地区のプロットをオーバーして、地方の審議会がございまして、地方の審議会がこれのかわりをして、この二つを十分に活用すれば間に合ふのではないかと、この決心をいたしまして、これまでまだ開いておりませんでした特別地区の設置をせぬことに腹をきめた次第であります。

○上村委員 そうすると、結局こういうふうな失業とかそういうものが特に多くなるという予想のものにでも、これを廃しても地方審議会、中央審議会等によつて、職業の安定をはかるにさしつかえないというふうな信念のもとに、これを廃止するというふうに承つてよろしくございませうか。

○山口(傳)政府委員 さように考えております。

○上村委員 その点はわかりました。が、もう一点確かめておきたいのは、今度大量の船舶によつて、予備船員と

いうのが一万近くできておるといふことになつて、それに予備船員給というものを与えて、一時的な保護をするという御答弁でありました。この海上労働者、特に船員というものは、要するに給料をもらつて、ただでは満足しないものである。どうしても船に乗つて働いて、そして自分の本分を果し、職業意欲というものを充たさせて行くというのが、船員の本質であると思つております。今度予備船員給というものを八割なら八割もらつて、何ら船に乗らないで、ふところ手をして休んでいくというものは、結局においてそういう予備船員というものを、かこの手足をもぐように、だん／＼減らして、失業の方へ追い込んでしまふことになつておるのでありますが、その点政府はどういうお考えを持つておられるか、承りたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 お話のように、一時大量の予備船員をかかへることになりませうが、この予備船員を出すかわりには、今後の汽船船員の新採用等は、一定のとりきめをいたしまして、この際とらないことに考えております。今までの実績から申しますと、自然減耗が年にかれこれ一割くらいございませうが、その自然減耗の分とか、あるいは新たに優秀な外航就航を目途とされた新造船ができて参りますので、そういうものがだん／＼外航へ行くのがふえて参りますから、その方の運航船がふえて参りますから、その方にも乗せる。さうなことをして、一年間さういうような状態を続けませうと、この船員の需給はかたんに改善されるという見込みも一応は立つわけでありませう。しかしこれは将来の予測でござ

いませう。予備船員給というものは、おつたわけでありませう。それで昨年の暮れに、御案内のように、政府部内にある審議会、委員会等につきまして、これは相当多数あるわけでありませうが、これらにつきまして整理の方針が閣議できめられて、現になかつたせいもございませうけれども、どうしても廃止の對象になつたわけでありませう。われわれとしてはお話のように、今後安定法が十分に活用されなければならぬ事態になるに際して、こういうものを廃止するので、一応矛盾するように見えますけれども、その際私どもの考えましたことは、大地区につきましては、今後中央の審議会がそのかわりをして、また小地区につきましては小地区のプロットをオーバーして、地方の審議会がございまして、地方の審議会がこれのかわりをして、この二つを十分に活用すれば間に合ふのではないかと、この決心をいたしまして、これまでまだ開いておりませんでした特別地区の設置をせぬことに腹をきめた次第であります。

○上村委員 そうすると、結局こういうふうな失業とかそういうものが特に多くなるという予想のものにでも、これを廃しても地方審議会、中央審議会等によつて、職業の安定をはかるにさしつかえないというふうな信念のもとに、これを廃止するというふうに承つてよろしくございませうか。

○山口(傳)政府委員 さように考えております。

○上村委員 その点はわかりました。が、もう一点確かめておきたいのは、今度大量の船舶によつて、予備船員と

いますので、今後の推移によりましてある程度はまた特別の対策を立てるといふようなことも考へて参らなくてはならないかと思ひます。しかしさしあたりは自然減耗、その他内部的にいろいろ工作して、直接失業者を当分の間は新造船の乗員の方へ、極力向けて行くといふふうな努力いたしたいと思ひます。

○上村委員 そりすると、具体的に言ふと、そういう予備船員で保護して行くという期間は、年限においてどのくらいの期間という見通しでございませぬか。

○山口(傳)政府委員 ただいまのところ、本年度の予算上認められておるだけでございませぬ。先のこととは今後の折衝でございませぬけれども、今後の推移によつて、また将来の計を立て直さなくてはならぬと思ひますが、さしあたりは、予算は本年度の予算しか考へておりませぬから、一応本年度は来年度の問題になりませぬ。

○上村委員 もう一点だけ確かめておきたいのですが、とにかく政府でも、予備船員の保護期間というものは、おそらく見通しがかないと思ふのは、おは、相当長く続くというところは、これはしろうとの考へでも、およそは予備船員をつくるのです。そりするとこの予備船員を一定の人に限らず、この予備船員というものを交代に乗船させ、そして今乗船しておる者を予備船員にするという交代制をとる。そりして一定の人が、船に乗らないでおるために、失業して行く状態に追い込まれることを防ぐという、交代制をとることが考へられるのですが、政府はその点について、どういふ考へを持っておりますか。

〔閣外委員長代理 渡部 松本(一) 委員長代理 渡部〕

○山口(傳)政府委員 予備員の乗船の機会均等というところだと思ふのでありますが、お話のように、長い期間予備員給でございませぬことは、本人にとつてはたいへん経済的に不利でありますし、そりう声もすでに船員の中から上つております。この問題は船主と船員の——主として組合が船員を代表してやるわけでありませぬが、どういふふうにして乗船機会をなすべからずして行こうかという点は、両者の今後の協定にまつわけでありませぬ。

原則としては公正に配乗するのが原則でございませぬが、ある程度行きませぬところに不正が出来て来る。それを一年間くづけにしようといふことは、むしろ考へておりませぬ。この期間がどの程度になるかは、船主側と組合側との協定によりませぬが、すでにその問題は、方針としては公正に、ある程度の機会均等をはかるべく、何らかの措置をとるよりに、相談が始まつております。私どもの考へをいたしまして、そりう相談が持ち上つて来たことは、むしろ相談が持つて来たと、普通規定の予備員と違ふものにつきましては、勢い期間が長くなりますので、その期間を適当にして、配乗を延ばすといふことは当然起るし、またそりうしなければならぬだらうと思ひます。

○上村委員 そりすると、この予備船員の期間というものは、政府において一年とか、一年半とか、二年とか、そりう長い期間を見ておるのではなからず、必ず短期間にこの予備員制度を

解決するといふ御方針であると承つてよろしうございませぬか。

○山口(傳)政府委員 特に今回の措置によつて生じた予備員が、一年とか一年半ですつかり解消するかどうかといふことは、見込みになりませぬことではつきり申し上げられませぬけれども、船員の個人々々がその予備員給でくづげになるというのではないのであつて、先ほど申し上げるよりに、乗組員と予備員とが適当に交代するといふことになつて、巡廻りにまわつて参ります。一方そりう余分の予備員がいつ解消するかといふことは、先ほどから申し上げるよりに、はつきりはいたしません。今後この問題は十分研究してもらわなければならぬと思つております。

○上村委員 よろしうございませぬ。

○松本(一)委員長代理 これより海上運送法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引続き質疑を行います。閣外委員 簡単にこの法案につきまして御質問をいたしたいと思ひます。将来の日本の海運界再建のために、一時の糊塗策と申しますか、そりうよらなことで、永久の施策を誤つてはならないことは、海運業者はみな異口同音に言つておることでありませぬ。最近論議せられておるパナマ、ホンジュラス、その他の国の国籍船約十隻を、裸チャーターで契約せんとしておられますところの、ユニナイテッド汽船株式会社(傳)政府委員 第一点のパナマ籍その他の外国船を、裸船として運航する問題でございませぬが、四月一日海運の自営還元後、外航貨物——日本に輸入する貨物のうち、日本船のその積取りに参加し得るものが非常に僅少

な御質問をいたしますと、船納の買入れあるいは借受け資金の割当は、通産省にこれが割当せられておると聞いておるのですが、海運政策を考慮に入れないところの通産省が、外国船の借受け、または買入れというよらなことに資金を出してしまつたならば、たいへんなことになりませぬので、これを運輸省に割当すべく、運輸当局はこれに努力をしておつたのか、今までどれだけの努力をしておつたのか。この点を第二点として承つておきたいと思ひます。

な おまたもう一点承りたいことは、当初この海上運送法の改正案をいたしまして、第二十八條を改正するといふふうな腹案があつたやに聞いておるのではありません。国際間の運賃同盟へ入りました場合に、私的独占禁止法の関係から、この條文を改正しなかつたならば、日本の船舶だけがそのために拘束せられて、外国船との差別的な待遇を、法律によつて受けなければならぬこととなるので、この点に對して多少の修正を加える。こりういふふうに聞いておつたのでありませぬ。今回の法案を見ますと、そりうことが削除せられておるのでありませぬが、なぜこれを削除したのか。なおまたこれを削除して、将来日本の外航船が、これに對して不都合はないかどうか。この三点を承りたいと思ひます。

○岡田(傳)政府委員 第一点のパナマ籍その他の外国船を、裸船として運航する問題でございませぬが、四月一日海運の自営還元後、外航貨物——日本に輸入する貨物のうち、日本船のその積取りに参加し得るものが非常に僅少

でございませぬ。現在保有しておる日本船腹のうちの外航資格船の消化すら、現状においては十分でない状況でございませぬ。従ひまして、まだそりうよらな事態に達しておりませぬ。運輸省をいたしましては、現状においては、それらの外国船を裸船すること、時期尚早であるといふ見解を持つておる次第であります。

次に船舶買受け、あるいは船納をする場合の外貨資金が、通産省の方にあるといふこととございませぬが、それらの資金の割当は、閣外委員——これは関係各省大臣で構成されている閣外委員ですが、それがこのわくをきめるのでありませぬ。それらのわくにつきましては、運輸省から閣外委員の方に交渉して、そのわくをとつておるよらな次第でございませぬ。通産省の方のわくに入つておるのではないでございませぬ。

それから海上運送法第二十八條につきまして、一番最初の案において、一部修正を加える考へがあつたのでございませぬが、これはその後これを修正することが非常に困難なる事情が発生いたしましたので、修正を加えずに行つておりましたのでございませぬ。この点につきまして、ちよつと委員長、速記をとめていたたきたいのですが……

○松本(一)委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松本(一)委員長代理 速記を始めてください。

○閣外委員 私はこれで質問を打ち切ります。

○松本(一)委員長代理 次は上村君。

○上村委員 この提案理由の前項の方でありますが、外国航路において、外国海運業者のいろいろの制限を撤廃することによりまして、決してこれは日本の海運業を保護するものではなくて、むしろ日本の海運業を外国の海運業の隷屬下に置くことになるのではないだろうかという点について、政府の御意見を承りたいのであります。

○岡田(修)政府委員 これは海運会社を保護するというのではございませんで、実情に合わないから訂正をしようとするわけでありまして、私どもはこれによつて日本海運が外国海運の隷屬下になるということは絶対に考えません。むしろこれによつて日本の海運がより自由に対外的に活動し得るもの、かように考えております。

○上村委員 それは非常に趣旨が違ふと思つております。結局資本主義の競争は、大きな資本が勝つわけでありまして、その大きな資本に制限を加えて、小さな資本を保護するといふのでなければ、保護はできないわけでありまして、それをこの法文によりまして、去年こしらえたところの海上運送法の外国海運業者の制限をとるといふことは、大きな資本に加担し、そして小さな資本を圧迫することになることでは、これはもう明らかなことなのであります。どういふ理由で、それが内国海運の制限もしくは圧迫にならぬのかという理由をお聞かせ願います。

た現在の各国の例を見ましても、そういう例はあまりないのであります。ただこの法律をつくりましたときには、まだ日本の民間業者の手による対外定期航路といふものは、実現の可能性がなかつたのでございまして、そういう点を深く考慮せずに規定したのでございまして、今度の改正は実情に沿つた改正をいたしましたのであります。日本の海運は今後対外的に大いに伸びて行かなければならぬ。対外航路にも大いに進出しなければならぬ。そういう場合に、無用なる拘束を外国海運業者に与えるといふことは、かえつて日本の海運業者の対外的活動を非常に拘束することになつて、日本の海運業者の対外的活動がでなくなる、こういうことになるのであります。

とほ実情に沿わないから、届出制にするといふのであります。この理由がよくわかりません。どうして届出しなければならぬのか。どうして許可制がいかにぬかという点をもう少し御説明願いたいと思つております。

○岡田(修)政府委員 対外定期航路につきましても、外国海運業者は自由に営業ができるのであります。これを日本の海運業者がやります場合に、許可制その他の政府があまり制約をいたしませんと、民間業者の自由な活動ができない。従つて外国海運業者との競争において非常に不利になつて来るといふふうな趣旨からいたしました。これをできるだけ海運業者の自由なる活動にまかせ、政府はただ届出をとつて指導するといふ程度にいたしたいと思つております。

○松本(一)委員長代理 質疑はその程度にとどめて、討論にしてくださいませんか。あなたは討論の御通告がありませんから……

○上村委員 それでは議論になりますからやめます。

○松本(一)委員長代理 よろしゅうございませう。それでは続いて石野君。

○石野委員 二点だけお尋ねいたしましたと思つております。この法案を実施することによりまして、おそらく日本の海運といふものが、非常に大きな制約を受けるのじやないかというふうなことを考へてございまして、今後外国航路につきましても、日本の海運が、この法令を実施することによりまして、より強く伸びて行くといふふうな見通しをお持ちになられるかどうか一つ。それからこの法案を実施することによつて、外

○岡田(修)政府委員 この法案実施によりまして、日本船が外航に伸びる可能性はどうかということでございますが、現状のままでありまして、外国の日本海運に対する反響といふものが相当に強いわけでありまして、この改正案実施によりまして、外国海運業者が日本海運に対して加える反響の口実といふものがなくなるわけですから、従いましてこの改正によりまして、より円滑に外へ伸びる。かように考へるのであります。

それからこれによつて外国海運と日本海運の海外航路就航の状況がどうなるかといふこととございまして、これはこの法律の直接の結果からいふものが来るわけではございませんで、日本に出入する貨物のうち、日本船が参加し得る貨物が幾ばく程度あるか。たとへばFOBによる貨物がどの程度に行けるかといふことによつてきまるわけでございます。この法律改正の結果、直接どういふ結果が現われるといふことは申し上げかねる次第であります。

○石野委員 この法律の直接の結果として、私の尋ねた第二の問題に回答を与えるのには、ちよつとお話しかねるということではあります。FOBによる物資がどういふことになるか。それから日本海運がこの法令によりまして、どういふことになるかといふことは、おのずから内容が私違ひのじや

ないかと思つております。輸出及び輸入の量が、こういう法令によつてより多くなることは、日本の海外貿易の点において、一つの観点としてこれは必要でございまして、けれどもその内容として、日本の海運がより大きく伸びるか、あるいは外国貿易に就航する船は、外国船がより大きなパセンテージを占めるかといふことが、これは日本の海運界の将来に於いて、非常に大きい問題になつて来ると思つてございまして、そういう観点から、ただいまの御説明に對しては、なかく納得が行かないものがございまして、いま一度その点について御説明を承りたいと思つては、提案理由の説明の中に、裸船船については、一年間だけ許可制とする必要があると言われているのであります。この一年間を許可制とする必要の度合といふものは、一年間もたてば、裸船船をしないでいいという見通しの上になつて御答弁なされておられるのか、この点について……

○岡田(修)政府委員 この船船等による商業的活動はできるだけ自由に行いたいと思つてございまして、日本海運の現状におきましては、裸船船のように、日本の船腹露給と非常に深い関係のあるものにつきましては、この目前の異常状態の期間においては、これを許可制にいたしたい。しかしこの状態も、一年たてば解消するのではないだろうか。但し一年後においてなお今日のような必要性があれば、そのときはまた国会の御審議を煩はしまして、延長をする必要があるかと存するわけでありまして。

○石野委員 もう時間がありません。

で、これでもやめます。ただいまの説明を承りまして、私納得いたしません。ことに私が第一に尋ねましたこの法令によつて、日本の海運界が将来はどうかなるかという見通しについては、私のお聞きしたことに對して、十分な御回答が与えられておりません。むしろ私はこれについては、ちようど銀座のまんな中へ、二歳か三歳の子供をほうりつばなしにしたような形になつて来る。世界海運界の中へ、日本の海運界をほうり出すことは、ほんとうに銀座のまんな中に、赤ん坊をほうり出したような形が、実情として現われて来るのではないかと、これを憂えるのであります。しかしこれは議論になつて参りますし、非常に時間を狭められておりますので、私はこれで終ります。

○松本(一)委員長代理 ほかには御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これをもちまして質疑を終了することに御異議ありませんか。

○松本(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がございます。順次これを許します。上村君。

○上村委員 日本共産党はこの法案に對して反対であります。

第一に述べたいのは、質問と同じように、この外国海運業の制限を撤廃することによつて、日本の海運業を破壊に導く法案であるということ、強く強調する次第でございます。ことに先ほど言つたように、外国の業者のいわゆる團結による圧迫というものは、必ずそこへ持つて来る。結局日本海運を植民地下の状態に追い込むということは、これはもう明らかなことであると

いう点で、(共産党の御持論だから)と呼ぶ者あり(これは共産党だけではなくて、時日がたつてみればおわかりになりますから、ここで私は予言いたしておきます。

それから第二の日本の海運業の届出制というものは、実際主要な外国においてはこれを認めないであらうと思つたのです。そして認める国はわずかに特定の国しかない。そうするとそこでの取引によつて、日本海運業の進出ということになり、結局海運業に對する吉田内閣の講和のなしくずしが、これによつて実現されて来るということに明らかであります。そういう点で、ボツダム宣言にも違反して来るという趣旨が含まれておる。そういう点で反対いたします。

それから一年を限り許可制をとるといふ、こゝういふ言葉はよく法律家を用いるのですけれども、これは必ず一年後には更新をする。またその一年が過ぎると更新するというようにして、これは(なしくずしだ)と呼ぶ者あり(結局なしくずしではありませんが、一年を限るといふ欺瞞的な言葉で、そして実はこれを繰り返して行くという法文の体裁である。こゝういふ点から言ひましても、この法案は非常に欺瞞性を持つておる。そして結局日本の海運というものを、外国海運業の隷屬下に置くという立法以外の何ものでもないという点で、本案に反対の意を表する次第であります。

○松本(一)委員長代理 次は石野君。

○石野委員 労働者農民党もこの法案に反対いたします。

外国海運業者に對して、海上運送法の規定による諸條項の適用を排除する

という内容は、一面日本の貿易事業とにらみ合せておいて、日本経済再建のために、海外貿易を振興するという面からする点では、これに賛成するに決してやぶさかではありせんけれども、しかし法案の内容になつておるものが、決してこの貿易振興ということと、それから海運の将来性ということとのにらみ合せにおきまして、十分考慮がなされてないという点に、われわれの反対の理由があります。われわれは、少くともこの法案自身によりまして、日本の海運はより強い圧迫を世界海運の中から受けるようになるという見通しを持つておるにございませう。少くとも自主運航という態勢がとられまして後における日本の海運界は、すでに非常に苦しい実情に追い込まれておるのでございませう。むしろ日本の海運は一人ぼつちで立つだけの力がないといふような実情にまで、たたくのめされ行つておると思つておるにございませう。行つておる中でこの法案が実施されることは、その競争相手である、より強力な諸外国の海運業者に對しては、有利な條件を与えることになりまするけれども、力のないものにとつては、それはより強い圧迫になつて来るという実情が必至であるといふことは考へるのであります。従つてこの法案は、決して日本の海運業者を保護し、あるいはまたそれを育成助長するという法案にはならないといふ見通しをわれわれは持つておるにございませう。かかる観点から、われわれはこれに反対するのでございませう。しかもまた、この法案を実施することによりまして、そういう結果として、一層強い圧迫がこの海運業者の中にいられることになつ

て参るのでございませうから、私どもとしては、将来外国船の裸備船等とのにらみ合せに對する考へ方との関連性におきましても、とうていこれに賛成することはできないのであります。

以上私どもの党といたしましては、この法案が、日本海運を一層強く苦しめ、一層競争場裡において、ほんとうに親が赤ん坊を雑沓の中にほうりつばなしに遊ばしておくといふような危険な法案であるといふふうに考えますので、この法案に對して反対する次第であります。

○松本(一)委員長代理 これをもつて討論は終局いたしました。

これより海上運送法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○松本(一)委員長代理 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なおお語りいたします。本案に関する委員長報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松本(一)委員長代理 御異議なきものと認め、さよう決します。本日はこれにて散会いたします。次会は追つて公報をもつて御通知いたします。

午後零時十三分散会

〔参照〕

海上運送等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所